
とやま中央会 FAX 情報

2026. 7. 1 発行 No.730

2026 年版「中小企業白書・小規模企業白書」の概要

経済産業省中小企業庁では、2026年版「中小企業白書・小規模企業白書」を取りまとめ、閣議決定後公表しています。

2026年版「中小企業白書・小規模企業白書」では、経営環境の転換期において、中小企業は「稼ぐ力」を高め、「強い中小企業」へと成長することが重要という考えの下、労働生産性の向上に有効な取組や、経営者が持つべき基本的知識である「経営リテラシー」の強化・実践に焦点を当てて分析を行っています。

1. 2026年版中小企業白書・小規模企業白書のメッセージ

中小企業では、春季労使交渉において約30年ぶりの賃上げ水準が続き、最低賃金の引上げも進んでいます。日本経済の成長にとって、中小企業の持続的な賃上げの実現は極めて重要である一方で、大企業と比較して中小企業の賃上げ余力は厳しいため、更なる賃上げ原資の確保が課題となっています。

また、2010年代以降多くの業種において人手不足感は強まっています。一定の試算に基づけば、労働供給制約社会の到来に伴い、中小企業の雇用者数は減少が見込まれることから、人手不足は更に深刻になるおそれがあります。

こうした経営環境の転換期にある中で、現状維持は最大のリスクといえます。短期的な損益を追うのではなく、長期的な視点で事業構造・組織構造を再構築していく「戦略」を持った経営に転換し、「稼ぐ力」を高め、「強い中小企業」へと成長することが重要です。

2. 2026年版中小企業白書・小規模企業白書における分析のポイント

(1) 「強い中小企業」に向けた「稼ぐ力」の強

化

「稼ぐ力」とはすなわち、付加価値を生み出す力であり、労働供給制約社会の中で、労働投入量の減少が見込まれる我が国においては、付加価値額を維持・増加させるために、労働投入量当たりのパフォーマンスを示す「労働生産性」の向上が不可欠です。

中小企業の労働生産性の状況を確認すると、一人当たり労働時間は減少しつつも、付加価値額が増加していることから、時間当たり労働生産性は上昇傾向にあります。また、大企業と遜色ない労働生産性を誇る中小企業も存在しています。

労働生産性の更なる向上に向けては、価格転嫁の推進、成長投資による製品・商品・サービスの高付加価値化、事業承継・M&Aによる事業再編をはじめとした「付加価値額の増加」と、AI活用・デジタル化の促進による「労働投入量の最適化」に取り組むことが重要です。実際にこれらに取り組む企業は、取り組んでいない企業と比較して、付加価値額増加や労働投入量最適化を実現していることが確認できています。

(2) 小規模事業者の経営リテラシー向上と企

業間連携による事業の維持・拡大

経営リテラシーを「財務・会計」、「組織・人材」、「運営管理」、「経営戦略」の4つの類型に分けて分析し、小規模事業者における経営リテラシーの現状には改善の余地がありますが、経営リテラシーを有する事業者は、業績や人材確保等において明確な違いを生み出していることが示されました。

例えば、原価管理を詳細に行う事業者ほど価格転嫁率が高く、組織活性化に取り組む事業者では採用に成功している傾向があります。

また、小規模事業者の経営資源は限られることを踏まえれば、他の事業者との連携により「経営力」を補完することも有効な手段の一つであると考えられます。そこで本書では、事業の維持や拡大を図る小規模事業者にとって、企業間連携によって相互に補完し合うことが有効な取組であることを示しています。

※2026年版「中小企業白書・小規模企業白書」は中小企業庁のホームページから確認できます。

◇ 潤滑油等に関する直接販売スキームの新設について

国では、潤滑油等については、日本全体で必要な量は確保されているとされていますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが生じています。

このため、4月17日に、資源エネルギー庁では、潤滑油等関係事業者に対して、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続すること、また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取

引先にも対応を促すことを要請しました。

さらに、5月12日に、流通事業者や需要家に対しても、供給不安から前年同月を大きく上回る注文が行われることがないように、前年同月比同量を基本とした購入への協力を要請しています。

資源エネルギー庁では、「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース」が認めた重要施設向けに特定石油精製業者等による石油製品の供給を行う対象を拡大し、前年同月比同量を基本とした購入ができておらず、操業に支障が生じるおそれのある最終需要家の皆様に対して、潤滑油等供給事業者による潤滑油等の供給を行う体制を構築しています。

潤滑油の在庫の不足により操業に支障が発生するおそれがある場合は、速やかに経済産業省の中東情勢関連対策ワンストップポータルまでご連絡ください。

◇ 令和8年度産学官オープンイノベーション推進事業費補助金の追加募集について

富山県新世紀産業機構では、県内に事業所を有する企業（以下「代表企業」という。）等と大学等高等教育機関、公的試験研究機関（以下「大学・公設試」という。）の研究者等で構成される産学官連携グループ（以下「グループ」という。）による共同研究開発事業を補助することにより、県内企業の新商品・新技術開発、事業化を支援し、県内企業の競争力強化を図ることを目的に産学官オープンイノベーション推進事業費補助金を実施しています。

①グループから、本事業目的に沿った共同研究開発提案を募集します。

②審査委員会において研究開発提案を採択し、補助金を交付します。

③事業終了後、各グループは研究成果の実用化・事業化を進めていただきます。

④実績報告会（非公開）とパネル展示（公開）により、成果を発表していただきます。専門家が現

場に入り、経営課題の解決を継続的にサポートします。

1. 応募対象提案

応募対象提案は、以下の成長産業分野に該当し、事業目的に沿った研究開発提案とします。

なお、同様の内容で、国・県等の事業による補助若しくは委託等を受けているもの、又は過去に受けたものは対象となりません。

(1) 対象

- ①複数企業枠、②単独企業枠：再生可能エネルギー、水素・アンモニア、蓄電池、次世代自動車
- ③サーキュラーエコノミー推進枠：カーボンリサイクル・マテリアル、資源循環
- ④成長産業分野全体：上記分野に加えて、航空宇宙、半導体、ロボット、電気電子、デジタルインフラ、情報処理、ものづくり全般

応募の際は、以下の事業区分から1つ選択して応募してください。

(2) 事業区分

- ①複数企業枠：【代表企業】及び【県内連携企業】と【大学・公設試】の研究者等で構成されるグループ
 - ②単独企業枠、③サーキュラーエコノミー推進枠、④成長産業分野全体：【代表企業】と【大学・公設試】の研究者等で構成されるグループ
- なお、③、④については、複数企業での申し込みも可能です。

2. 補助対象期間、補助率、補助上限額及び補助件数

(1) 補助対象期間

最長で2カ年度

※各年度の補助対象期間は交付決定日～2月末日までです。

※補助金の交付申請及び交付決定は単年度ごとに行います。2カ年度で応募した研究開発提案が採択された場合は、初年度の3月に翌年度の事業継続可否について中間審査を行います。

(2) 補助率

補助対象経費の2/3以内

※県内の大学・公設試の共同研究費については補助対象経費の10/10以内

(3) 補助上限額

- ①複数企業枠：1,000万円以内/年
- ②単独企業枠：500万円以内/年
- ③サーキュラーエコノミー推進枠：500万円以内/年
- ④成長産業分野全体：300万円以内/年

※補助金額については、提案内容の実現性や新規性、商品化・事業化の可能性、費用等を勘案して決定しますので、申請どおりにならない場合があります。

(4) 補助件数 数件程度

3. 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分して経理処理できるもので、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類等によって明確に確認できるものとし、以下の通りとします。

旅費、通信運搬費、消耗品費、機械装置等備品・工具器具費、(機械装置等備品・工具器具の)リース・レンタル費、ソフトウェア開発費、専門家謝金・旅費、外注費、知的財産権関連経費、共同研究費

共同研究費内の直接対象経費(補助対象経費)は、旅費、通信運搬費、消耗品費、リース・レンタル費、外注費、知的財産権関連経費とします。ただし、共同研究費内の外注費は直接対象経費の

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

1/2以内とします。また、共同研究機関が大学・公設試の場合、直接対象経費の10%を上限として、一般管理費を計上することができます。

補助事業の対象経費は、すべて消費税及び地方消費税を除いた額となります。(消費税及び地方消費税は対象外です。)

4. 募集期間

令和8年6月26日(金)～7月23日(木)の17時まで

※提案書の記載内容及び添付書類などに不備がある場合には書類受理できないことがあります。例年、募集締切が近づくと相談が集中して、早急な対応ができかねる場合がありますので、グループの構成、研究開発の実施項目(役割分担)や収支予算(経費の内容)など基本的な枠組みを整理のうえ、期間に十分余裕をもって事前相談いただきますようお願いいたします。

5. 提出方法

富山県新世紀産業機構の電子申請システムまたはメールにて電子データを提出してください。

6. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構イノベーション推進センター連携促進課

TEL: 076-444-5606

◇ 油などの流出事故を防止しましょう！

県内では有害物質や油などの河川等への流出や地下への浸透といった水質汚濁事故が、毎年30件程度発生しています。

その中には、水道、農業用水等の利水の障害や魚のへい死など甚大な被害を生じた事例もあり

ます。

県民、事業者の皆様には、水質汚濁事故の未然防止に努めてくださるとともに、事故を起こした、発見した場合には、関係機関に至急ご連絡くださいますようお願いいたします。

工場・事業所内では以下の対応をお願いします。

- ・油類や化学薬品等をタンクに補給するときは、目を離さず、こぼさないようにしましょう。
- ・配管に腐食や亀裂などが無いのか、量が急激に減っていないか、定期的に点検しましょう。特に、地下にタンクや配管がある場合は漏えいに気がつきにくいので注意しましょう。
- ・油水分離槽や排水処理施設の管理を徹底しましょう。
- ・除雪の際はタンクや配管を破損しないよう気を付けましょう。積雪の重みにも要注意です。
- ・防油堤を設けましょう。
- ・万が一の場合に備えて、土のう等の準備や緊急連絡網の整備を進めましょう。

また、近年、梅雨期や台風期の大雨により油流出事故が多発しています。油流出事故を防ぐため、事前に油水分離槽や事業所内の清掃、保管容器の固定などを行いましょう。

富山県水質汚濁事故対策連絡会議(事務局:富山県環境保全課)では、「油流出事故防止に関するチラシ」を作成しています。給油作業時の注意点や事故の事例、事故発生時の連絡先などを紹介していますので、ぜひご覧いただき、水質汚濁事故の未然防止にご協力をお願いいたします。

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835